

令和3年第9回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年4月20日（火） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|-----------------------|---------|
| 議案第35号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P.1 |
| 議案第36号 | 在外選挙人名簿への登録を移転する者について | ・・・ P.2 |

2 そ の 他

- | | |
|--|---------|
| 令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙の結果について | ・・・ P.4 |
| 福岡県知事選挙（令和3年4月11日執行）における不在者投票の送致漏れについて | ・・・ P.4 |
| 今後の委員会開催予定について | ・・・ P.4 |

議案第35号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 抹消する者の数 1 人
内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 1 人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 抹消年月日 令和3年4月20日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第36号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和3年4月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙1のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和3年4月20日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第2項 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第30条の4第2項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第30条の13第2項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	第7回 (R3.4.8現在) 登録者数	登録	抹消			小計	現在 (R3.4.20)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載		
男	44	0	0	0	0	0	44
女	73	1	0	1	0	0	73
計	117	1	0	1	0	0	117

そ の 他

- 令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙の結果について
別紙2のとおり
- 福岡県知事選挙（令和3年4月11日執行）における不在者投票の送致漏れについて
別紙3のとおり
- 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第10回	定例	5月20日（木）	午前10時	早良区役所 中会議室
第11回	定例	6月1日（火）	午前10時	
第12回	定例	7月20日（火）	午前10時	